種苗法の一部を改正する法律

種苗法 (平成十年法律第八十三号) の一部を次のように改正する。

目 次中 「第三十二条」 を 「第三十二条の二」 に、 「第五· 十七条」 を 「第五· 十七条の二」 に改 8

第三条第一項第一号中 「品種 登録出願」 の下に「(第五条第一項 0 規定による品 種 登録 \mathcal{O} 出 願 をい 、 う。 以

下同じ。 を加え、 同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、 同条中第二項を第三項とし、 第一 項 の次

に 次の一 項を加える。

2 農 林 水産大臣は、 前項第一号に掲げる要件に該当するかどうかの判 断をするに当たっては、 밁 種 登録 出

願 に 係 る品質 種が 種 (以 下 する農林水産 出 願 品 植 種」 物の という。) 及び と公然知ら 性質等を総合的に考慮するものとする。 れた他 \mathcal{O} 品 種 との 特 性 \mathcal{O} 相 違 \mathcal{O} 内 容及び)程度、

第四 [条第 一項中 「品種 登録 出 願に係る品種 (以下「」及び「」という。 を削り、 同条第二項中「さか

のぼっ た を 一遡 つった」 に改める。

れ

. ら

Ō

品

属

種

類

第五 条第 一項中第五号を第六号とし、 第四号を第五号とし、 第三号の次に次の一号を加える。

兀 出 願 者が保持していると思料する出願 品 種 \mathcal{O} 特性

第五条第二項中 「写真」 の 下 に 「その他出願 品種が同項第四号に掲げる特性を保持していることを証する

資料」を加える。

第六 条第 項中 四四 万七千二百円」 を 「一万四千円」 に改 8 る。

第八条第三項を同 「をしたとき」 の 下 に 条第五項とし、 _ (第二項の場合を除く。 同条第二項中 「従業者等は」 を加え、 を 「は、 「第二項後段及び 使用者等に対 Ų 前 関項の規模 その職 定は」 務 育成 に改め 品 種

に より 使用者等が受けるべき利 益 一の額及びその職務育成 品 種の育り 成がされるについて使用者等が 貢 献 L た程

度を考慮して定め 5 ħ る 対価 \mathcal{O} 支払を 請 求することができる」 を に うい て準用する」 に改 め、 同 項 を 同 条

第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 職 務 育成品質 種 につい ては、 契約、 勤務 規 別その 他 の定めにお いてあらかじめ使用者等が 品品 種 登 録 出 願 を

することを定めているときは、 当該 **敞職務育** ||成品| 種 に係る品種登録を受ける地位 は、 当該 使用: 者等 が 有 する

ものとする。 この場合において、 従業者等は、 相当の 金銭その他 の経済上の 利 益 (次項にお **\ 7 相 当の

利益」という。)を受ける権利を有する。

3

前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により受けるべ き相当の 利 益 0) 内容は、 その 職 務育成品 種の育成により使用者等が受けるべ

き利 益 一の額、 その育成に関連する使用者等の負担及び貢献の程度並びに従業者等の処遇その他の事情を考

慮して定めなければならない。

第十条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる場合のほか、条約に別段の定めがある場合

第十条の次に次の一条を加える。

(品種登録管理人の品種登録出願手続等)

第十条の二 日 本 国 内 に 住 所及び 居所 (法人にあっては、 営業所) を有しない者 (次項にお いて 「在外者」

という。 は、 農林 水産 省令で定め る場合を除き、 その 者の 品 種 登 録 に関する代理人であ 0 て 日 本 国 内 に

住所又は居所を有するもの 同 項に お į, て 一品 種登録管理人」という。 によらなけ れば、 밆 種 登 録 出 願

そ (T) 他 品品 種 登録 に関する手続 (同 両項にお いて単に「手続」という。)をすることができな

2 밆 種 登録管理人は、 切 の手続について本人を代理する。 ただし、 在外者が品種登録管理人の代理権 \mathcal{O}

範囲を制限したときは、この限りでない。

第十 条第一 項第二号中 「前条第三号」を 「第十条第三号」 に改める。

第十五条第二項中 「その職 員に」、 「を行わせ、 _ 及び 「 国 立 研 究開 発法· 人農業 食品 産業技術 総合研究 究

機 構 以 下 研研 究 機 構 という。 こに を削 り、 行行 わ せ る を 「行う」 に改 め、 同 条第三 項 中 前 項 \mathcal{O} 規

定 に ょ る 現 地 調 査 を」 を 削 り、 者 に 0 下に 対 Ļ 前 項 \mathcal{O} 規 定 によ る現 地 調 査 又 は 栽 培 試 験 \mathcal{O} 実 施 に 関

L て必 要な協 労力を」 を加え、 同 条第五 項及び 第六 、項を削 り、 同 条 \mathcal{O} 次に 次 の三条を加 える。

研 究機構 に よる現 地 調 査 又 は 我培試 験 0 実 施

第十五 条の二 農林 - 水産 大臣 は、 国立 研 究開 発法 人農業 食品· 産 業技術 総合研 究機 構 (以 下 「研究機構」 لح

7 う。) に前 条 第二 項 \mathcal{O} 規定に よる現 地 調 査 叉 んは栽 培 試 . 験を 行 わ せることができる。

2 農 林 水 産 大 臣 は、 前 項 \mathcal{O} 規 定 により 研 究 機 構 に 現 地 調 査 又は 栽 培 試 験 かを行 わ せるときは、 当該 現 地地 調 査

又は 栽 培 試 験 を 行 わ な 1 Ł のとする。

3 研 究 機 構 は 農林 水産 大臣 \mathcal{O} 同 意を得て、 関係 行政機関、 学校その他適当と認める者に対 第 項 \mathcal{O}

規定に ょ る現 地 調 査 又は 栽 培 試 験 \mathcal{O} 実施 に 関 して必要な協力を依 頼す ることができる。

4 研 究 機 構 は 第 当該 項 \mathcal{O} 規定 現 地 調 12 査又は よる 現 栽 地 培 調 試 查 験 又 んは栽 \mathcal{O} 培 果 試 を農林水 験 を 行 産 0 大臣 たときは、 に 通 知 遅滞 な なく、 け ħ んばなら 農林 な 水産省令で定

結

L

8

るところに

より、

農林 水産大臣は、 第 項 \mathcal{O} 現 地 調査 又は 栽培試験 の業務 の適正で な実施を確保するため必要があると認め

5

るときは 研 究 機 構 に 対 当該業務に 関 L 必要なな 命令をすることができる。

(現地調査又は栽培試験に係る手数料)

第十五 条 の 三 出 願者 は、 第十 五 条第二項 文は 前 条第 項 Ó 現 地調 査 文は 裁培 試験に係る実費を勘案し て 農

林 水産省令で定める額 の手数料 . を 国 研研 究機 構 が 同 項 0 規定に よる現 地 調 査 又は 栽培試験を行う場合に あ

っては、研究機構)に納付しなければならない。

2 農 林 水産大臣 又は 研 究 機 構 は 農 林 水 産 省令で定めるところにより、 前項の手数料の 額を出 |願者に 通 知

するものとする。

3 第 項 \mathcal{O} 規 定 に より 研 究機 機に納る 付され た手 数料 は、 研究機構 の収入とする。

(現地調査又は栽培試験に係る手数料の納付命令)

第十五 条 \bigcirc 兀 農 林 水 産大臣 は、 出 願 者 が 前 条第 項 \mathcal{O} 規定により 国 に 納 付すべ き手数料を納付 しないとき

は 当該 出 願 者 に対 Ļ 相当 \mathcal{O} 期間 を指定 して、 当 該 手 数料を納 付すべきことを命ずることができる。

研 究 機 構 は 出 願 者 が 前 条 第 項の規定により 研究: 機 構 に納 付すべ き手数料を納付しないときは 農林

2

水産大臣にその旨を申し立てることができる。

3 農 林 水産大臣 は、 前項の 規定による申立てが あったときは、 出願者に対し、 相当の 期間を指定して、 研

究機構に手数料を納付すべきことを命ずることができる。

第十七

条第一項第二号中

十五条の四第一項若しくは第三項若しくは」を加え、 同条第二項中 「前項」を「第一項」に改め、 同項を同

「同条第二項」の下に「若しくは第十五条の二第一項」を、

「又は」の下に

「 第

条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林 水産大臣 は、 第十五条の二第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により研究機構 に現地 調査又は栽培試験を行わ

は 品 種 登録 出 願 がが 前項第一 号 (第三条第 項 の規定に係る部 分に限 る。 に該当するかどうか \mathcal{O} 判 断 を

するに当たっては、 研究機構が第十五条の二第四項の規定により通知する現地調査又は栽培試験の結果を

考慮するものとする。

第十七条の次に次の一条を加える。

(審査特性の訂正)

第十七条の二 農林水産大臣は、 品種登録をするときは、 あらかじめ、 当該出願品種について審査により特

せ

た場合に

定した特性 (以 下 「審査特性」 という。) を出願者に通知しなければならない。

2 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による通 知を受け た出 願者は、 当該出 願 品 種 \mathcal{O} 審 查特性 が 事実と異なると思料するときは

農林 水産 省令 で定め るところに により、 農林 水 産 大臣 に 対 Ļ 当 該 審 査 特 性 \mathcal{O} 訂 正 を求めることが できる。

3 農林 水産大臣 は、 前項の規定による求めが あったときは、 明ら か に当該求 めに係る事実がない と認める

場合を除き、 当該審査特性が事実かどうかについて調査を行うものとする。

4 農林 水産大臣 は、 前 項の規定による調 査 の結果、 当該審査特性が事実と異なることが判明したときは、

当該審査特性の訂正をしなければならない。

5 農 林 水 産 大 臣 は、 前 項 \mathcal{O} 規 定 による 訂 正 を したとき、 又は当該 訂 Œ をし な い旨 0 決定をしたときは 第

項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による求め をし た 出 願者に対 Ļ 遅滞なく、 その旨 (当該訂正をしない旨の決定をしたときは

、その理由を含む。)を通知しなければならない。

6 第十 五 条か ら第十五条の四までの 規定は、 第三項 の規定による調査 元につい て準用さ ずる。

7 前 条第 項 (第二号に係る部分に限る。) \mathcal{O} 規定 は 第二項 の規定 による 訂 正 \mathcal{O} 求 めに 0 1 て準 中用する

0 0 場 合において、 同号中 「第十五条第一 項 とあるのは 「次条第六項に お いて準 用する第十五 条第

項 「同条第二項」 とあるのは 「次条第六項において準用する第十五条第二項」と、 「第十五条の四

第一 項 とあ る \mathcal{O} は 「次条第六項に お 1 て準 用する第十五 条 \mathcal{O} 兀 第 項」 と読み替えるも のとする

第十 八条 第 項 中 「前 条第 項」 を 「 第 十 七 条第 項 に 改 め、 同 条 第二 一項第四1 |号を次 \mathcal{O} ように 改 \Diamond

匹 品 種 \mathcal{O} 審 査 特 性 (前 条第四 項 0 規定による訂正をしたときは、 当 該 訂 正 後 \mathcal{O} t \mathcal{O}

第十八条第三項中 「ともに、 の 下 に 「前項第一号から第六号までに掲げる事項及び」 を加える。

等」 第二十一 を てに 条第二 より 登 録 項及び第三項を削 品品 種 登 録 品品 記種と特: り、 性 同 条第四 に ょ ŋ 蚏 |項中 確 に区区 「 第 一 別されない 項各号」 を 밆 種及び 「前項各号」 登録 品 に、 種 に係 に る 前 より 条第二 ·登録: 一項各 品 種

号に掲 げ る品 種 (以下 登録 品 種 等」 と総称する。 に改め、 同 項を 同 条第二項とし、 同 条 0 次に 次

条を加える。

(育成者権の効力が及ばない範囲の特例)

第二十一 条の二 品種 登録を受けようとする者は、 次の各号に掲げる場合において、 当該品質 種登録に係 る育

成者 権 \mathcal{O} 適切 な 行使 を確保するため、 農林 水 産省令で定めるところにより、 品 種 登録出願と同 時 に当該各

号に定める事項を農林水産大臣に届け出ることができる。

出 [願品種 の保護が図られないおそれがある国への当該出願品種 の種苗の流出を防止しようとする場合

次に 掲げ る 事 項

イ 出 願 者 が · 当該 出 願 品 種 の保護が図られないおそれがない国として指定する国 (前条第二項ただし書

に 規定する国を除く。以下 「指定国」という。)

口

当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する旨

前条第二項ただし書に規定する国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び

出 願 品 種 \mathcal{O} 産地を形成しようとする場合 次に掲げる事 項

1 出 願 者 が当該 出 願 品 種 の産地を形成しようとする地域として指定する地域 (以 下 「指定地 域 とい

う。

口 指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する旨

前項 の規定による届出をした者(その承継人を含む。 次条第一項及び第二項並びに第二十一条 \mathcal{O} 匹 第

2

項及び第二項に お (1 て同じ。) は、 次項の規定による公示 (第十三条第一 項の規定による公示と併せてさ

れたものに限る。 前に限り、 当該届出に係る指定国又は指定地域の指定の全部又は一部を取 り消す旨を

農林水産大臣に届け出ることができる。

3 農 林 水 産大 臣 は、 第 項 \mathcal{O} 規定による届 出 が あ 0 た場合には、 第十三条第 項又は第十八条第三 項 の 規

定に ょ る 公示 \mathcal{O} 際、 これ 5 0) 公示と併 せ て、 そ れぞれ 第十三条 第 項 第 号 か 5 第四 号まで に掲 げ る 事 項

及び)当該| 届 出に 保る事 ,項 (前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による届 出が あ 0 た場合には、 当 該 届 出に 係る変更後 \mathcal{O} 事 項。 以下

この 項及び次項並びに第二十 条の 四第三項におい て同じ。 又は第十八条第二項第一号から第三号まで

及び 第六号に掲げる事 項並びに当該 届 出に 係 る事 項を公示しなければならな

4 農 林 水 産大 臣 は、 前 項 \bigcirc 規定による公示 (第十八条第三 項の 規 定に よる公示と併せてされたも \mathcal{O} に 限 る

をした場 合に は、 品 種 登 録 簿に 第 項 0) 規 定による届出 に係 る事 項 及び 当該 公示をし た年月 日 を記 載

するものとする。

5 登 録 品 種 \mathcal{O} 種 苗を業として譲渡する者は、 農林水産大臣 .が前項に規定する公示をした日 の翌日 以後は、

当該 公示に係 る登録 品 種 \mathcal{O} 種 苗 を譲渡する場合には、 その 譲 渡する種 苗又はその 種 苗 \mathcal{O} 包装 に、 第五 十 五

条第 項 の規定 による表 示 に 加 え、 農林・ 水 産省令で定めるところによ り、 そ \mathcal{O} 種 苗 が 第 項 第 号 口 又 は

第二号 口 に規定する制 限 が付されてい る旨及び当該 制 限 \mathcal{O} 内容につい て当該公示がされてい る旨 \mathcal{O} 表 示を

付さなければならない。

6 登 録 品 種 \mathcal{O} 種 苗 \mathcal{O} 譲 渡 0 た \otimes \mathcal{O} 展 示又は広告を業として行う者は、 農林水産大臣 Lが第四 項に規定する公

示 をし た 日 \mathcal{O} 캪 日 以 後 は 当 該 公示 に · 係 る 登 録 品 種 \mathcal{O} 種 苗 \mathcal{O} 譲 渡 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 展 示 をする場合に は そ $\bar{\mathcal{O}}$ 展 示 を

する 種 描 又は そ \mathcal{O} 種苗 0 包装 に、 当 該 公示に係る登録 品 種 \mathcal{O} 種 苗 \mathcal{O} 譲 渡 Ō ため の広告をする場合に は そ \mathcal{O}

広告に、 第五 十五条第二項の規定による表示に加え、 農林水産省令で定めるところにより、 それぞれそ \mathcal{O}

該 公示 がされ 7 11 る旨 の表示 を付し、 又はこれらを表 示 L なけ れ ばならない。

に規定する制

限

が付されて

7

る旨及び当該

制限

の内

容につい

て当

種苗

が

第

一項第

一号口

若しくは第二号ロ

7 農 林 水 産大 臣 が 第四 項 に規定する公示をし た 日 \mathcal{O} 翌 日 以 後 は 前 条 第二 |項本 文 0 規 定に か か わ らず、

成者 権 \mathcal{O} 効力 は 当 該 公示に係 る登録 品 種 等に つい て \mathcal{O} 第 項 第 一 号 口 又は第二号ロ に規定する行為 以

下「輸出等の行為」という。)には及ぶものとする。

(指定国又は指定地域の追加)

第二十一条 の 三 前条第 項 \mathcal{O} 規 定による届 出 をした者は、 同条第 匹 項 に規定する公示がされ た後にお いて

当 該 登 一録品(種 につい て指定国 又は指定地 域を追加する必要が あると認めるときは、 農林水産省令で定め

育

るところにより、 指定国又は指定地域を追加する旨を農林水産大臣に届け出ることができる。

2 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に、 よる 届 出 をし た者は、 次項 \mathcal{O} 規定による公示前 に 限 り、 当 該 届 出 に係る指定 玉 又 は 指定地

域 O追 加 \mathcal{O} 全 部 又は 部 を取 ŋ が消す旨が を農 林 水 産 大臣 に 届 け 出 ることができる。

3 農林 水 産大臣 は、 第 項 0 規定による届 出 が あ つ た 場合 **(前** 項 0 規 定による指定国 又は 指 定 地 域 \hat{O} 追 加

 \mathcal{O} 全部を取 り消す旨の 届 出が あった場合を除く。) に は、 当該登録 品 種に係る第十八条第二 項 第 号 か 5

第三号まで及び第六号に掲げ る事 項並 びに当該 届 出に係 る事 項 (前項 \mathcal{O} 規定による届出が あ った場合には

当 該 届 出 に係る変更後 0 事 項。 次項及び 次条第三項に お V) て同じ。 を公示 L なけ れ ば なら つない。

事 項 及び 当該 公示をし た年 月 日 · を記: 載するものとする。

4

農

林

水

産

大

臣

は、

前

項

 \mathcal{O}

規

定による公示をした場

一合に

は、

品

種

登録

簿

に

第

項

0

規

定に

よる届

出

に

係

5 農 林 水産大臣が第三項 の規定による公示をした日 の 翌 日以後は、 当該公示に係る登録品種等について追

加され た指定国 又は指定地 域に係る輸出等 の行為につい ては、 前条第七項の規定は、 適用 しない。

(届出の取下げ)

第二十一条 の 四 第二十一条 の二第一 項の規定による届 出をし た者は、 同条第四項に規定する公示がされ た

後に お いて、 当 該 <u>|</u>登録 品種につい て輸 出等 の行為に係る制限をする必要がなくなったと認めるときは、 農

林水 産 省令で定めるところにより、 当該 届 出 を取り下 げる旨を農林 水 産大 臣に 届 け 出 ることができる。

2 前 項 \mathcal{O} 規定 に . よる届 出 をし た者 は 次項 \mathcal{O} 規定に よる公示前 に限 り、 当 該 届 出 を取 り 下げ る旨 1を農: 林 水

産大臣に届け出ることができる。

3 農 林 水 産大臣 は、 第 項 \mathcal{O} 規定による届出があった場合 (前項の規定による届出 Iがあっ た場合を除く。

に は 当該 登 録品 種 に係 る第十八条第二項 第一 号か ら第三号まで及び第六号に掲げ る事 項、 第二十一条

の二第 項 \mathcal{O} 規 定に による届記 出 「に係る 事 項 (前 条第 項 \mathcal{O} 規定に よる届 出 に 係 る事項を含む。 並 び に 第二

十 条 の二第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る届 出 が 取 り下 げ 5 れ た旨を公示 L な け れ ば な 5 な

4 ょ る届 農 林 出 水 が 取 産大 臣 り下げら は、 前 ħ 項 た旨及び当該公示をした年月日 \mathcal{O} 規定による公示をし た場合に は、 を記載するものとする。 品 種 登 録 簿に第二十一 条の二 一第 項 の規定に

5 農 林 水 産大 臣 が 第三 項 の規定による公示をした日 の翌日 以 必後は、 当 該 公示に係 る登録品 種 \mathcal{O} 種 苗に

7 \mathcal{O} 表 示 に 0 7) ては、 第二十 条 の二第五 項 及 (び第六) 項 \mathcal{O} 規定 は、 適 用 L な

農 林 水 産大臣 「が第三 項 の規定による公示をし) た 日 の 翌 日 以 後 は、 当 該 公示に係 る登録品 種等 に 0 V 7 \mathcal{O}

6

輸 出 等の行為については、第二十一条の二第七項の規定は、 適用しない。

第二十八条第三項中 「旨を」の下に 「公示するとともに、」 を加 え、 同 条第八項中 「第六項」を 「第七三 項

に 改 め、 同 関項を 同 |条第 九項とし、 同 条第七 項中 「及び当事 者」 を 当 事 者」 に 改 め、 ŧ *(*) \mathcal{O} 下 に

及び 第四 項 0 規定により意見を述べた通常利用権者」 を加え、 同 項 を 同 条第八項とし、 同 条中第六項を第七

項とし、 第五項を第六項とし、 第四 項を第五項とし、 第三項の次に次の一項を加える。

り、意見を述べることができる。

4

第二項

の規定による申

· 請 が

あったときは、

その登録品

種の

通常

利用権者は、

前

項に規定する期間内に限

第三十一条第一項中「第八条第三項」を「第八条第五

項」

に改める。

第三十二条第三

一項から

第五

項

までを削

る。

第二章第四節中第三十二条の次に次の一条を加える。

(通常利用権の対抗力)

第三十二条の二 通常利 用 権 は、 その 発 生後にその育成者権若しくは専用利用権又はその育成者権について

の専用利用権を取得した者に対しても、その効力を有する。

第三十五条の次に次の二条を加える。

登 録 묘 種と特性に ょ ŋ 蚏 確 に 区 別さ れ な 7) 品 種の 推

第三十五 条 *の* 二 品 種 登 録 簿 に 記 載さ、 ħ た 登 録 品 種 \mathcal{O} 審 査 特 性 に より 明 確 に区別され ない 品品 種 は、 当該 登録

定

品 種と特性により 蚏 確 に区別されない 品 種と推定する。

(判定)

第三十五条の三 登録 品種について利害関係を有する者は、 ある品種 が品種登録簿に記載された当該登録品

種 \mathcal{O} 審 査 特性 に より 当該 登 録 品 種と明 確 に 区別されな 7 品 種 であ るかどうかに ついて、 農林 水産省令で定

 \Diamond るところに ょ り、 農林 水 産 大 臣 \mathcal{O} 判 定 を求 めることができる。

2 農林 をした者及び当該登録 水産大臣 は、 前 項 \mathcal{O} 規 の育成者権者に対 定による求 めが あ ったときは、 必要な調査を行った上で判定を行 当該求

Ļ

その結果を通知するものとする。

3 第十二 五. 条か 5 第十五条の四までの 規定は、 前 項 \mathcal{O} 調 査 元につい て準用する。

 \Diamond

밆

種

4 第三条符 第二 項 \mathcal{O} 規定 は 第二 項 \mathcal{O} 判定について、 第十七 条第 項 (第二号に係る部分に限 る。 \mathcal{O} 規定は

第 項の 規定に よる判定の求 めについて、 それぞれ準用する。 この場合にお ζ) て、 同号中 「第十五 条第

項」 とあるのは 「第三十五条の三第三項において準用する第十五条第一項」と、 「同条第二項」 とある 0

は 第三十五 条 の三第三項に お 1 て 準 用する第十五 条第二 項」と、 「第十五 条の 匹 第 項 とあ る \mathcal{O} は

第三十五 条 か 三 第三 一項に お 1 7 準 用す え第十 五. 条 0 兀 第 項」 と読 み 替えるも Ō とする。

第三十七条第二 |項中 「前項ただし書」 を 「前項本文の申立てに係る書 類 がが 同 項 本 文 \mathcal{O} 書類 に該当するかど

うか 又は 同項ただし書」 に改め、 同条第三項中 「 第 一 項ただし書」を 「 第 一 項本文の申 立てに係る書類 が 同

項本文 0 書 類に該当するかどうか 又は 同 項ただし書」 に · 改め、 同 条第四 項中 「前三項」 を 前 各項」 に改

える。

4 同 項 裁 を 判 所 同 条第 は、 第 五. 二項 項とし、 0) 場 合に 同 条第三項 お 1 て、 \mathcal{O} 次に 同 項 次 後 段 \mathcal{O} \mathcal{O} 項を. 書 類 加 を 開 示 L て専門 的 な知見に基づ く説 明を聴くことが

必 要であると認めるときは、 当 事 者 \mathcal{O} 同 一意を得る て、 民事 訴 訟法 平 成 八年 法律第百 1九号) 第 一編第五 一 章 第

二節第 款に規定する専門委員に対 Ļ 当該書類を開 示することができる。

第四十二条第 項中 「すべて」 を「全て」に改め、 (平成八年法律第百九号) 」 を削り、 同条第三項中

「すべて」を「全て」 に改める。

第四 十五 条 第 項 中 「三万六千円」を 「三万円」 に改める。

8

第四 十七 条第二 項中 「その職 員 に 現 地 調 査 を行われ せ、 又は 研 究機構 12 栽培試 験を行 わせる」 を 現 地 調 改 査

又 は 栽 培 試 験 を 行 ِ ئ に 改 め 同 条第三 項 中 ヮゕ 5 第六 項 ま がでし を 及 び 第四 項 並 び に 第 十五 条 の 二 に

め、 栽 培 試 験 12 \mathcal{O} 下 に つつ 1 て を 加 え る。

第 应 十 九 条第 項 中 聴 聞 を 「聴 聞 を行うに当たって」 に、 相 当な期間 をお V 7 通 知 L た上で行 わ な

聞 を行うべ き期 日 までに 相当な 期 間 を お 7 て、 聴 聞 \mathcal{O} 期 日 及び 場 所 を公示 しなけ れ ば に改 め、 同 条第三 項

け

れ

ば

を

行行

政手続法

平

成

五.

年法律第

八十八号)

第

十五条第

項

 \mathcal{O}

規定に

よる通知

をするとともに、

聴

中 行行 政 手 続法 平 成 五. 年 法 律 第八十八号) 第十七 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 前 項 を 同 項」 に 改 め 規 定

ば す る者」 を 行行 \mathcal{O} 政手 下に 続 法第十 又 は 同 七 項 条 \mathcal{O} 第 品 種 項 登 \mathcal{O} 録 規 12 定に 係 る 育 よる参加 成 者 権 \mathcal{O} に 許 係 口 る を 通 常 L なけ 利 用 れ 権 ば 者 に を 改 加 め、 え、 同 「これ 条第 兀 を 許 項 ただ 可 L L な け 中 n

「さか のぼ って」 を 遡 0 て に 改め る。

第五 + 条第二 項 中 「審理 は を 審 理を行うに当たっては、 相当な 期 間 をお V) て、 その旨 を に、 対

第三項 相 当な 中 「受け 期 間 た者」 を お 1 \mathcal{O} 7 下に 通 知 「又は L た 上で 同 項 行 \mathcal{O} わ 品 な け 種 登 れ ば 録 に係 を る育 「通 成者: 知 を Ļ 権 に係 か る通 つ、 常常 公示 利 用 L な 権 者 け れ を加 ば える。 に 改 め 同 条

第五十二条第 項第二号中「又は通常利用権」 を削り、 同項第三号中 専用利用権又は通常利用権」 を

「又は専用利用権」に改める。

第五 + 五. 条中 農 林 水 産省令で定めるところにより」 を削り、 「包装に」 の 下 に 農林水産省令で定

めるところにより、 を加え、 「品種 登録に係る」を 種登録されている」に、 (以 下 「品 ii種登録 表示

という。)を付するように努めなければ」を「を付さなければ」に改め、 同条に次の一項を加える。

2 登録 品品 種 0 種 苗 \mathcal{O} 譲渡の、 ため の展示又は広告を業として行う者は、 農林 水産省令で定めるところにより

登録 品 種 \mathcal{O} 種 苗 \mathcal{O} 譲 渡 \mathcal{O} た \Diamond 0 展示をする場合にはその 展示をする種苗 又はその 種 苗 \mathcal{O} 包装にそ $\overline{\mathcal{O}}$ 種 苗

が 品 種 登 録さ れ てい る旨 \mathcal{O} 表 示 を付 登 録 品 種 \mathcal{O} 種 苗 \mathcal{O} 譲渡 \mathcal{O} ため 0) 広告をする場合にはその 広告にそ

の旨を表示しなければならない。

第五 十六条第一号及び第二号中 「品種登録表示」を 「その 種苗が品種登録されている旨の表示」 に改め、

同 条第三号中 「品 種登録に係る」 を 「品 種登録されてい る に改める。

第二章第七節中第五十七条の次に次の一条を加える。

(公示等)

第五十七条の二 この法律の規定による公示は、 官報に掲載してするものとする。

2 農 林 水産大臣 は、 この法な 律 \mathcal{O} 規定による公示をしたときは、 当該 公示を した年月日及びその内容をイン

ターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第五

十九条第

項第二号中

一品

種)

の 下 に

_

(品種)

が

判明

しない場合には、

その旨)」

を加える。

第七 十四条中 「第十五条第六項 を「第十五条の二第五項 (第十七条の二第六項、第三十五条の三第三

項及び」に改める。

第七十 五. 条の 見 出 L 中 「名称使用義務等」 を 制 限表 示義務等」 に改 め、 同条中 「第二十二条の規定に違

反した」 を 次 の各号の 1 ず れ カゝ に該当する」 に改 め、 同 条に次の各号を加える。

一 第二十一条の二第五項又は第六項の規定に違反した者

二 第二十二条の規定に違反した者

三 第五 十五 条 の規定に違反した者 (第一号の規定に該当する者を除く。)

附則

(施行期日)

第 一条 この 法 律 は、 令和 三年 -四月一 日 から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定め

る日から施行する。

目 次 \mathcal{O} 改 正 規定 「 第 五. + Ė 条」 を 「第五 + 七 条 の 二 に 改め る 部 分に限 る。 第十 条に 号を加

える改正規定 及び 第二章第七 節中第五 十七 条の 次に 一条を加える改 Ē 規定 並 び に 附則第七 条 \mathcal{O} 規 定 公

布の日

第三条 の改正規定、 第四 条の 改正! 規定、 第五 条 の改 Ē 規定、 第六条第 項 0 改 正 規定、 第十五 条 O改

正 規定 及び 同 条の 次に三条を加 える改正 |規定、 第十 七 条の 改 正 規定 同 条 \mathcal{O} 次 (C 条を. 加 える 改 正 規 定

第十 八 条 \mathcal{O} 改 正 規定、 第二十一 条 O改 正 規 定、 第三十 五 条 \mathcal{O} 次に二条を 加 え る 改 正規 定 第 匝 + 五. 条

第 項 \mathcal{O} 改 正 規定、 第 四 + 七 条 \mathcal{O} 改 正 規 定 並びに第七 十四四 条 O改 Ē 一規定並 び に附則第 五条、 第十 -条及び

第十一条の規定 令和四年四月一日

品品 種 登 録管 理 人の 品 種 登 録 出 願 手 続等に関 する経 過措

第二条 ک 0 法 律 による改 正 後 \mathcal{O} 種 苗 法 (以下 新 法 という。 第十 -条の二 \mathcal{O} 規定は、 この 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O}

日 (以 下 施 行 目 という。 以後 に新法第五条第 項 (前条第二号に掲げ る規・ 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 附 則 第四

あ 条及び第五条におい 旧 0 7 法 は という。 営業 所 て を 第 有 五. 「第二号施行日」という。 条 L 第 な 1 者 項) 以 \mathcal{O} 下こ 規 定 に 0 条 よる品 に お 前にあっては、 種 1 7 登 録 在 \mathcal{O} 出 外 願をす 者」 この法律による改正前 という。 Ź 日 本 玉 内 に に 0 1 住 所及 7 適 び の種 用 居 描 所 法 施 法 行 〇 以 下 人に 日 前

(輸出等の行為に係る制限の届出等に関する経過措置)

12

. 旧

法

第五条第

一項

 \hat{O}

規定に

よる品

種

登

録

 \mathcal{O}

出

願を

L

た在外者に

つ

1

ては、

なお

従

前

 \mathcal{O}

例

に

、よる。

第三条 行 八 条 日 第 か ک 5 項 起 \mathcal{O} 算 \mathcal{O} 法 規 律 定に て六月を経 \mathcal{O} 施 よる品 行 の際現 過 種 す 登 1C る日 一録を受け 旧 法 第 ま 五 で てい 条第 0 間 に る者 項 限 り、 は \mathcal{O} 規定による品 同 新法第二十一 項) 第 号に 種 条 登 係 録 *(*) \mathcal{O} る部 出 第 願をし 分に 項 限 \mathcal{O} てい る。 規 定に る者及び \mathcal{O} か 規 か 定に わ 旧 5 ず、 よ 法第十 る届 施

係 た場 る る事 0 前 %合に、 は 項 \mathcal{O} 項を公示するとともに、」と、 「直ち おけ 届 出 [が種苗 に、 る 新法第二十一 当 該 法第十三条第 出 願 品 条の二 種 に係る 一第三項 項の規定による公示後旧法第十八条第三項 る第十三条第 「これらの \mathcal{O} 規定 公示と併せて、 \mathcal{O} 項 適 第 用 に 号 か . つ 1 ら第 て それぞれ第十三条第一項第 は 匹 |号まで 同項 中 に掲げ 「第十三条第 の規定による公示 る 事 項 及 び 項 号 文 当 該 は か 前にされ 5 届 第四 とあ 出 に

2

出

をすることができる。

変更後 号までに掲げる事 \mathcal{O} 事 項。 以下この 項及び当該届出に係る事 項 及 び 次項 並 びに第二十 項 (前 項 __ 条 の規定による届 \mathcal{O} 兀 第三項に お 出 が 1 あった場合には、 7 同 Ü 又は第十八条第一 当該 届 出 日に係る 項第

号

とあ

る

 \mathcal{O}

は

当

該

公示

と併

せ

て

同

条

第

項

第

号」とする。

3 項 反び 第 第四 項 \mathcal{O} 項 届 0) 出 規定 が 旧 \mathcal{O} 法 適用に 第十八条第三 つい . て は、 項 の規定による公示後にされた場合における新法第二十 同条第三項中 「第十三条第 項又は第十八条第三項 0 一条の二 規 定に 一第三 ょ る

公示 0 際 る事 これ 項 らの公示と併せて、 (前 項 \mathcal{O} 規定に よる届 それぞれ第十三条第一 た場合 は、 項 第 当 該 号か 出 に係る変更後 ら第四号までに 掲げ 事 ·項。 る 事 下この 項 及 Ţ 当 : 項及 該

出

が

あ

· つ

に

届

 \mathcal{O}

以

届

出

12

係

び 次 項 並 びに 第 <u>一</u> 十 条 0 兀 第 三項 に お 1 て同 r. 又は 第十 八条第 二項 第 号 とあ る \mathcal{O} は 直 ち

当該 登 録 品種 に 係る第十八条第 二項第 一号」 と、 同 条 第四 項中 「公示 (第十八条第三項 の規定による公示

と併 せてされ たものに限る。 とあるのは 「公示」とする。

新 法 公第二十 条の二第一項及び第七 項 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 に関 関する経過 過 措 置

第四 条 施 行 日 か ら第二号施 行 日 \mathcal{O} 前 日 ま で \mathcal{O} 間 に お け る新法 公第二十 条の二 第 項 及 グび第 七 項 \bigcirc 規 定 の適

用 に · つ *(* \ ては、 同 条第 項 第 一 号イ及び 口中 前 条第二項ただし書」 とあ る \mathcal{O} は 前 条第四 項 ただし 書

٢, 同条第七項中 「前条第二項本文」 とあるのは 「前条第四項本文」

(出願料、手数料及び登録料に関する経過措置)

第 五. 条 新 法第 六 条第 項、 第 + 五 条 の 三 、 第十五 条 0 匹 及び 第 兀 十五 条第 項 \mathcal{O} 規定 は、 第二号 施 行 日 以

後にする新法 第五 条第 項 \mathcal{O} 規定による品 種 登 録 \mathcal{O} 出 願 に 係 る出 願 料 手数料品 . 及び 登録料 12 つ 1 7 適 用 L

第二号施行 日 前に L た旧法 第五条第 項 の規定による品種登録 \mathcal{O} 出 願に係る出願料及び 登録料に つい 7

は、なお従前の例による。

(通常利用権に関する経過措置)

第六条 施 行 日 前 に旧 法 第三十二条第 五. 項 0 規定により 登録され た通 常 利 用 権 \mathcal{O} 移転、 変更、 消 滅 若 しくは

処 分 \mathcal{O} 制 限 又 は 通 常常 利 用 権 を目的とする質権 \mathcal{O} 設定、 移転、 変更、 消 滅若 しくは 処分の 制 限 に つ 7 て は

なお従前の例による。

2 新法第三十二条の二の規定は、 施 行 日以後に通常 利 用 権に係る育成者権若しくは専用利 用 権 又はその育

成者 権に つい 7 \mathcal{O} 専 用 利 用 権 を取 得 した者について適用 Ļ 施行 日前にこれらの権利を取得した者につい

ては、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 ک \mathcal{O} 附 則に定めるも 0 \mathcal{O} ほか、 この 法律の施行に関し 必要な経過措置は、 政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、 この 法律の施行後五年を目途として、この 法律による改正後の規定 の施行 の状況を勘案し

必要があると認めるときは、 当該規定について検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるも

のとする。

(登録免許税法の一部改正)

第 九条 登録 免許 税法 昭昭 和四 十二年法律第三十五号) 0) 部を次のように改正する。

別 表第一第十八号二中 「又は 通常利用権」 を削り、 同号(三)中 専 用利用権若しくは 通常 利 用 権 を

若しくは専用利用権」に改め、 通常利用権」 を削り、 同 号 (四) 中 「若しくは通常 利 用 権 を削 り、 ر ر

れらの 権利若しくは育成者権 を「育成者権若しくは専用利 用権 に改め、 同号(四イ中 専用 利用 権 又

は通常利用権」を「又は専用利用権」に改める。

国 <u>\f\</u> 一研究開 発法 1人農業 食品· 産業技術 総合研究機 構 法 0 部 改正

第十条 国立研究 究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法 (平成十一年法律第百九十二号) の一部を次

 \mathcal{O} ように改正する。

第四 条 第二項 中 「栽培試 験 を 現地 調 査又は栽培試 験 に改い いめる。

第十四条第二項第一

号中

七条の二第六項、第三十五条の三第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。 に改め

「第十五条第二項及び第四十七条第二項」

を

「第十五条の二第一

項

(同

法第十

「による」の下に 「現地調 査又は」 を加える。

、農林漁業有 機 物資 源 のバ 1 オ燃料 \mathcal{O} 原材料としての利用 \mathcal{O} 促進 に関する法律等の 部改正

同 条第 項 第 一 号に規定する品種登録出願 (以下この条において 「品種登録出願」 という。) がされた」

に 改める。 第十一

条

次に

掲

げ

る法律

· の 規

定中

第四句

条第

項」

を

「第三条第二項」に、

品品 種

登

最出!

願された」

を

農林漁業有機物資源 のバ イオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律 (平成二十年法律第四十

五号) 第十三条第 項

米穀 の新用 途へ 0) 利用 の促進に関する法律 (平成二十一年法律第二十五号) 第十二条第 一項

三 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法

律(平成二十二年法律第六十七号)第十七条第一項

兀 福島復興再生特別措置法 (平成二十四年法律第二十五号) 第六十五条第二項

花きの振興に関する法律(平成二十六年法律第百二号)第十三条第一項

五.